

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和6年9月13日(金) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時46分

出席者 委 員 委員長 森 戸 雅 孝
川 田 俊 介 浅 野 貴 之 古 沢 ちい子
内 海 まさかず 広 瀬 義 明 白 石 幹 男
議 長 梅 澤 米 満
傍 聴 者 小 太 刀 孝 之 市 村 隆 雨 宮 茂 樹
小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造
大 谷 好 一 小 久 保 かおる 青 木 一 男
松 本 喜 一 針 谷 正 夫 氏 家 晃
福 富 善 明 福 田 裕 司 中 島 克 訓
大 阿 久 岩 人 小 堀 良 江 関 口 孫 一 郎

事務局職員 事務局 局長 森 下 義 浩 議事課 長 野 中 繭 実 子
主 査 村 上 憲 之 主 事 齊 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	茅原節子
保健福祉部長	首長正博
子ども未来部長	小川稔
市民生活課長	阿部有子
保険年金課長	白井司
福祉総務課長	田中典行
福祉総務課主幹	江田曉
障がい福祉課長	鈴木正之
高齢介護課長	寺内均
子育て総務課長	大塚清孝
子ども家庭センター所長	神長利之
保育課長	江面健太郎

令和6年第3回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和6年9月13日 午前9時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第77号 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第2 議案第84号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第3 議案第91号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第94号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）
- 日程第5 請願第2号 交通信号機存続に関する意見書の提出を求める請願
- 日程第6 請願第3号 交通信号機存続に関する意見書の提出を求める請願

◎開会及び開議の宣告

○委員長（森戸雅孝君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（森戸雅孝君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（森戸雅孝君） 本日の議事日程は、配付のとおりであります。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第77号 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） ただいまご上程いただきました議案第77号 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は11ページと12ページ、議案説明書は5ページから7ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書の5ページを御覧ください。提案理由であります。児童手当法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、児童手当の所得制限がなくなり、所得制限限度額を超えている場合に支給されている特例給付が廃止されることから、当該給付に係る規定を削るものであります。参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、6ページと7ページを御覧ください。今回特例給付の廃止に伴い、改正案のとおり当該給付に係る規定を削るものであります。

次に、議案書についてご説明いたしますので、議案書の11ページを御覧ください。こちらは条例の制定文になります。

次の12ページ、改め文の内容は、先ほど新旧対照表でご説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

下段の附則でございますが、この条例は改正児童手当法の施行に合わせまして、令和6年10月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） まず、10月1日から児童手当の所得制限がなくなるというのは知ってはいたのですけれども、この議案の栃木市行政手続における個人番号の利用及び……全然関係ない条例なのかなというふうに思うのですが、この関連性というのはどういうことなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） こちらの条例につきましては、個人番号法に規定されていた事務、いわゆる法定事務ですね、それ以外で市が独自に個人番号を利用する事務につきまして、個人番号法に基づきまして条例で定めるものでございます。今般この条例の外国人に関する保護の措置に関する事務でございますけれども、こちらにつきましても条例の制定が必要となります。中身的には、生活保護の実施に関する事務に伴いまして、例えば審査だったり決定だったり支給だったり、そういった場合に関して、この児童手当と特例給付、この支給に関する情報、金額とか、そういったものを生保に認定いただきまして情報提供するという流れの中での条例の規定となっております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） すごく外国人の、しかも生活保護に関わる人の部分での条例改正なのかなというふうに今の説明だと思っておりますけれども、今までは所得制限があったから、それでも多くの方がもらっていた児童手当で、今回からなくなるということは、児童をお持ちの家庭は全部もらえるということだと思っておりますけれども、その本体のほうの条例改正というものはどうなっているのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 今回の児童手当の支給事務に関しましては、法律に基づいて行っておりますので、市のほうで条例を設けているわけではなくて、児童手当法の中での事務の取扱い

となっております。

〔「じゃあ予算だけでいいのですか」と呼ぶ者あり〕

○子育て総務課長（大塚清孝君） そのような形となります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

質疑はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもちまして質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第77号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第77号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆さんは退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第2、議案第84号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） ただいまご上程いただきました議案第84号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましてご説明申し上げます。

議案書は22ページから23ページであります。また、議案説明書は28ページから31ページまでであります。初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書28ページを御覧ください。

提案理由であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証等が発行されなくなることに伴い、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議をしたいの

で、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、変更の概要であります。栃木県後期高齢者医療広域連合規約の別表第1中、被保険者証及び資格証明書を資格確認書等に改めることとあります。なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきまして新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、30ページ、31ページをお開きください。別表第1（第4条関係）であります。改正箇所は太字でアンダーラインで引かれた箇所とあります。現行では被保険者証及び資格証明書と表記していたものを資格確認書等に変更するものです。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の22ページをお開きください。議案書22ページにつきましては、議案第84号の上程文でございます。

次の23ページは、規約の改正文となります。23ページの条文及び別表第1につきましては、議案説明書にて説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

附則であります。この規約は令和6年12月2日から施行するというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回の改正というか、規約を変えるということですが、これは12月2日から保険証をマイナ保険証に一本化するということでの改正ということでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） そのとおりでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そこで、今の後期高齢者というのは75歳以上ですが、このマイナンバーカードを取得していない人もいますし、マイナカードに保険証のひもづけといたすのですか、していない人もいますので、そこら辺の数の把握といたすのはしているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） 広域連合のほうからマイナ保険証の登録状況、ひもづけ状況について連絡がございまして、令和6年7月末抽出で本市におきましては1万6,231件がひもづけをされている。全体からしますと、60.41%がマイナ保険証にひもづけているということで連絡がありました。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

- 委員（白石幹男君） そうすると、4割の方がひもづけもしていないし、カードも持っていないということで、そういう人たちに対しては資格確認書というものを送るといことなのでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。
- 保険年金課長（白井 司君） ひもづけていない方に対しましては、来年の7月31日まで現行保険証は使えますので、7月中にはひもづけていない方に対しましては、資格確認書というものを郵送でお送りする予定になっております。
- 委員長（森戸雅孝君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 現行の保険証はまだ来年の7月末までは使えるということですがけれども、今現在後期高齢者でもマイナ保険証で医療を受けている、そういった状況というのはつかんでいるのでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。
- 保険年金課長（白井 司君） マイナ保険証の利用率につきましても広域連合のほうから情報提供がございまして、令和6年7月末現在で15.8%の利用率ということで聞いております。
- 委員長（森戸雅孝君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） 利用率もまだ15%程度というところで、これを廃止してしまうということで混乱が起きはしないかと思うのですけれども、そこら辺の不安というのはないのでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。
- 保険年金課長（白井 司君） 現行保険証は12月2日に廃止をされますが、マイナ保険証にひもづけていない方に対しましては漏れなく資格確認書を郵送でお送りいたしますので、そちらの資格確認書をもって医療機関のほうは受診することができますので、あまり混乱ということは今のところは考えてはおりません。
- 委員長（森戸雅孝君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） それと、滞納している方にはこの資格証明書というのを今発行しているのだと思うのですけれども、そこら辺でこの資格確認書で分けられるというか、これは滞納がなくなれば普通の保険証になるわけですがけれども、そこら辺の手続というのはどういうふうになるのでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。
- 保険年金課長（白井 司君） 現在国のほうでは、保険証の廃止と併せて短期証、資格者証を廃止するというので、代替りのものとして特別療養費というような制度をもって行うということになっておりまして、そちらの取扱いが、現在国のほうでいろいろ議論はされているところですが、こちらにつきましましてはどのように取り扱っていくかということは今後示されてくるものであると考えております。
- 委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 特別療養費というのは、別に何か証明ということもないけれども、確認するものが何か出てくるわけですか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） 例えば資格確認書のところに表示をされたり、あとはマイナ保険証にひもづけられている方については、そちらのほうのデータで分かるような形になるのかなというふうには思います。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） まだ制度的にも固まっていないものを12月2日で、7月31日まで使えるとはいえ、ちょっと無理があるのかなと。これは私の意見でありますし、感想というか、このまま通していいのかなという感想であります。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この新旧対照表で見ると、議案説明書ですね、被保険者証及び資格証明書ということで、これは既存の制度ですけれども、それが資格確認書になるということで、1本になるという理解でよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） はい、そのとおりであります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今まででは保険証という形で、医療機関で出すよという形だったのですが、今度は、私はマイナンバーカードを持っていないので、ひもづけてもいないのですが、資格確認書というものがマイナンバーカードには印刷されてくるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） 資格確認書につきましては、現在の保険証の大きさのものが紙として郵送される予定になっております。ですので、大きさ的には現行使っている保険証と同じようなサイズで、紙の資格確認書、保険証みたいなものということになります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ということは、保険証とマイナンバーカードをひもづけされている方にも同じもので、両方とも使えるという形なのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） マイナンバーカードにひもづけている方には、資格確認書ではなく資格情報のお知らせという通知が郵送で送られます。その資格情報のお知らせのみでは医療機関に

はかかれませんので、マイナ保険証を受付の際に提示していただく必要があります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 確認書が送られてきて、それでできるということですよね。あと、この改正のほうで等と書いてあるのですけれども、何かまた送る予定とか想定されているのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） 資格確認書のほかにほかの書類が送られてくるという予定だと思われませんが、そちらについてはまだちょっと把握のほうはしておりません。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 新旧で見ると、前は保険証が送られてきた。お金が払えない方には資格者証が送られてきたと。その代わりに今度は資格確認書という形になっているので、等をつける必要があるのかということなののですけれども、先ほどのようなお知らせとかというものはここには入らないものだと思うのですけれども、把握されていないということではよろしいですか。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） こちらについては、まだ正式な通知等も来ておりませんので、把握していないということでお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 高齢者の方とお話をしていて一番大変だなと思うのが保険証をなくすということなののですけれども、これ医療機関からもよく言われるのですけれども、病院の中でさっきかかっていたのに、ない、ないと騒がれるという話とかあって、あとうちの親もマイナンバーカードを取った、そしてひもづけて2万円ゲットしたと言いながら使う前になくしているのです。なので、今は後期高齢者ですが、なくなったときに、保険証をなくしたときにはどういう手続きでどのくらい再発行にかかるのか、そして確認書になった場合、これマイナンバーカードではないのでしたっけ。資格確認書というのは別に紙で送るということか。この再発行にかかる手間というものはどのようなものがあるのかというのを教えていただければと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） 資格確認書をもしなくされた場合の再発行につきましては、保険者の窓口、国民健康保険、後期高齢者であれば、保険年金課の窓口で再発行の手続きをしていただければ、現行の保険証と同じく、その日のうちに再発行できるという予定になっております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ちなみにマイナンバーカードとひもづけされている人の場合というのはどのくらい時間かかりますでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 茅原生活環境部長。

○生活環境部長（茅原節子君） 現行ですと多分2週間程度だったと思われまして。ただ、これからス

ピード発行というのが始まるということなので、もっと日数的には短くなるということで聞いております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

古沢副委員長。

○副委員長（古沢ちい子君） 議案第84号が国からの流れでこういうふうになるという、改正になるということの規約だと思いますので、そういうふうになったときに、今のやり取りを伺いまして、一番大事なのは、12月2日に施行になるときに市民の皆様はどういうふうに周知をするか、要するに資格確認書をどういう人に、ひもづけていない方には送られるとか、その一連の流れをちょっと整理していただければと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） 市民への周知につきましては、まず12月2日に保険証が廃止されますので、その前に広報紙での周知というのを予定しております。また、現行保険証は7月31日まで使えますので、そちらについては広報の5月号もしくは6月号において市民の方に周知をしたいというふうに考えております。そのほかFMくららとかケーブルテレビなども使いながら広く周知のほうを図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 古沢副委員長。

○副委員長（古沢ちい子君） 資格確認書を直接送るといってお話が先ほどありましたよね。それは意外と、今の内海委員のお話でもないですけども、ご自分がマイナ保険にひもづけているかどうかということを分かっている人ってなかなか少ないというか、どうなのかなという、その不安もあるし、自分がつけてもらったか、例えば子供にひもづけてもらったかどうか分からないという人もいると思うのです。そこら辺はどういうふうに、ひもづけていない人には直接送られるということではよかったのですよね。そこはちょっと丁寧だと思うのですけれども、いかがですか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） ご自分でマイナ保険証にひもづけたかどうかという確認につきましては、こちらのほうにも幾つかやはり問合せが来ていまして、現在ひもづけたかどうかというご判断については、ポイントもらったかどうかということで、ポイントをもらっていればひもづけてありますというようなご案内はしておりますが、高齢の方がお子様にひもづけてもらって、それはどっちなのだろうみたいなものもございますので、まずお医者さんにかかった際に、マイナンバーカードで受付のときに顔認証付カードリーダーのほうにかざしますと、そこでひもづけていない方は登録しますか、しませんかというのが最初の画面であります。ひもづけてある方については、暗証番号を入れてください、それとも顔認証でやりますかみたいなように画面が変わりますので、そういった確認の方法もありますよというようなご案内もさせていただいております。それでももしどうしても分からない場合は、こちらの窓口に来ていただくか、もしくはご自分のスマホとかパソコン

ンでも確認はできるのですが、やはりそれも難しいということなので、最終的にはこちらにご案内するような形も取らせていただいておりますので、なかなか確認する方法という周知のほうも難しいのですが、そういったことも少しホームページなんかにもQ&A形式で入れていければいいかなというふうに思います。

○委員長（森戸雅孝君） 古沢副委員長。

○副委員長（古沢ちい子君） ホームページすらも見られないと思うのです。ですので、議案第84号に関しての話ではないところにどんどん行ってしまっただけで本当に申し訳ないのですけれども、これは申し分なく可決で思っているのですが、その後のことがちょっと心配なものですから、高齢福祉のほうとも連携を取りながらやっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑はありますか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） さっきのやり取りを整理してちょっと分からなくなったところがあるのですが、12月からは資格確認書があり、そしてひもづけていない人は保険証もあって、保険証で医療機関にかかると。資格確認書でも医療機関にかかると。2本立てという形になるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） 資格確認書の送付については、来年の7月頃を予定しておりますので、現状では、12月を過ぎて1月、2月については、資格確認書は手元にございませんで、恐らくご自分のマイナ保険証か保険証でかかっているというようなことであります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） マイナンバーカードも5年で更新するということですよ。だと思っておりますけれども。

○委員長（森戸雅孝君） 茅原生活環境部長。

○生活環境部長（茅原節子君） お答えします。

カード自体は10年間の期間がありまして、暗証番号のほうは5年ごとということになるかと思うのですが、言っている自分がちょっと不安なのですが……

〔「あってる」と呼ぶ者あり〕

○生活環境部長（茅原節子君） ですよ。お願いします。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 暗証番号が変わると、5年ごとに。資格確認書については、その効力というのですか、マイナンバーカードを持っていない人はずっとこれが来るというか、それが使えるということなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） 資格確認書につきましては、国民健康保険、それと後期高齢者医療につきましては、1年ごとの更新ということを予定しております。その資格確認書につきましては、効力というのが1年ごとに更新されていくというような形になるかと思われま

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それは自動的に更新できるということではなくて、手続き何か必要ということなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） 自動で更新ができますので、1年たちましたら保険証と同じように郵送で手元に送られるという形になります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は反対の立場で討論いたしますけれども、今の質疑の状況を見ても、また制度上もまだ確定もされていない。これから確認するべきものもあるという中で、また登録状況もマイナンバーカードをひもづけもしていない方が4割近くもいて、ひもづけしていてもその使用状況というのはまだ16%ぐらいという中で、12月2日で廃止して強行するというのは大混乱も起きま

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに討論はありませんか。

古沢副委員長。

○副委員長（古沢ちい子君） 賛成の立場で討論させていただきますけれども、今のやり取りで手探りの状況だというのはよく状況把握はさせていただきます。にしても、マイナンバーカードがこれだけ普及をしているということの事実と、それから医療にかかったときの医療機関の関係者の方も協力をしてマイナ保険証を使っていけるようにご案内をさせていただいているということもありますので、本当にスムーズに皆さんが使えるようにまた協力をしていっていただきたいと思いますので、この84号に関しては、今回この規約を改正することに賛成するというので討論させていただきます。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに討論ありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 私も一応この議案に関しては賛成の立場で討論したいと思います。ですが、この制度自体が本来国民と約束したことをほごにする、そしてデジタル化だと言って国が思ったことを国民に強制させようとする一部なのです。そういうものに対しては、非常に我々は、国のために我々がいるのではなくて、我々のために国があるという状況を考えるならば、国に改めてもらわなければならない。ひもづけを強行するというのも、一大臣が頑張って突然に発表したものですから、それに対して今の政府が後追いでやっている。一人の人の考えで変わっていくというような、こういう政治というものはやるべきではないと思います。

もう一つ、マイナンバーカードにポイントをつけ、普及させるためにというところで窓口は大混乱したのです。これも期限を切ってやろうとしていますから、そういうことをすると、性急にしようとするほど現場が混乱し、そのしわ寄せは利用者というか、市民というか、うちで言うと市民ですよ。の方になるので、市役所の方にやるなどは言えないのですけれども、法律が変わってしまうので、内容的には非常に反対なのですけれども、この規約の変更に関しては賛成したいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第84号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

〔	賛 成	川田俊介	浅野貴之	古沢ちい子	内海まさかず	広瀬義明
	反 対	白石幹男				

○委員長（森戸雅孝君） 起立多数であります。

したがって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第3、議案第91号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） それでは、ご上程をいただきました議案第91号 栃木市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案書につきましては、令和6年第3回栃木市議会定例会議案書及び議案説明書（その2）の1ページから2ページ、議案説明書はそちらの3ページから5ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案書及び議案説明書（その2）の3ページをお開きください。提案理由であります、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び国民健康保険法等の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険条例の一部を改正することにつきまして議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります、引用条項を改め、被保険者証に係る規定を削ることあります。なお、参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、改正の内容につきまして新旧対照表によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、4ページ、5ページをお開きください。栃木市国民健康保険条例第15条は、国民健康保険の罰則の規定でありまして、第15条第1項中のアンダーライン箇所、第9条第1項若しくは第9項を第9条第1項若しくは第5項に、2行目の「若しくは」を「又は」に改め、その次の「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を削るというものであります。

次に、議案書により説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の1ページをお開きください。議案書1ページは制定文、次の2ページが改正文になります。改正の内容につきましては、先ほど議案説明書によりご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、附則であります、この条例は令和6年12月2日から施行するというものであります。また、改正後の栃木市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日前にした行為及び政令によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用についてはなお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、議案第77号と同じような内容というか、保険証を廃止するということに伴っての改正ということでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） はい、そのとおりであります。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回この罰則規定のところを変えるということなのだけれども、その本体の

ほう、保険証を廃止するということでは、本体のほうの国民健康保険法のほうでもう既に廃止されていると。12月2日に廃止される法律になっているということなのではないでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） 国民健康保険法の改正につきまして、保険証を廃止ということ、被保険者証の文言が削られているということでありまして、こちらの施行については令和6年12月2日ということになっております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それに伴って、条例のほうはこの部分を改正するというので、先ほど後期高齢者医療のほうでも質疑しましたけれども、今現在マイナンバーカードを取得していない人、ひもづけしていない人、この人数というのはどの程度になっているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） 国民健康保険のマイナンバーのひもづけの状況であります、これは国保連からの提供でありまして、令和6年7月末現在でひもづけされている方は1万9,777件でありまして、全体の62.3%の方がひもづけをされているということであります。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 先ほども聞いたのですけれども、マイナ保険証を使って医療を受けている人というのは何%ぐらいになっているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 白井保険年金課長。

○保険年金課長（白井 司君） こちらも国保連からの情報提供であります、こちらは令和6年6月末現在で、マイナ保険証の利用率については15.37%であります。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） あとは、後期高齢者と同じような資格確認書というのが送られてくるということですね。分かりました。内容的には先ほどの議案と同じということで了解いたしました。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 反対の立場で。まだマイナ保険証については認知もなかなかされていない。利用率も15.何%という中で廃止と。来年の7月までは使えるということでありましてけれども、混乱しますし、利便性が上がるどころか利便性が悪くなるという状況にもなると思いますので、この改正には反対したいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに討論はありませんか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険法の改正に伴う条例改正ということですので、法律の範囲内で条例を制定するという大原則がございますし、改正の内容についても理解するところですので、今回の議案については賛成をするということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第91号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	川田俊介	浅野貴之	古沢ちい子	内海まさかず	広瀬義明
	反 対	白石幹男				

○委員長（森戸雅孝君） 起立多数であります。

したがって、議案第91号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第94号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第4、議案第94号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

阿部市民生活課長。

○市民生活課長（阿部有子君） ただいまご上程いただきました議案第94号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係分につきましてご説明いたします。

まず、歳出につきましてご説明いたしますので、補正予算書の22、23ページをお開きください。

2款1項16目諸費、補正額636万2,000円の増額であります。説明欄、国県支出金返還金（障がい福祉課）につきましては、令和5年度の障がい児入所給付費等国県負担金及び障がい児入所医療費等国県負担金の額確定に伴う超過交付分返還のため、増額したいというものであります。

続きまして、24、25ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額43万円の増額であります。説明欄、職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、人事異動

に伴い、当初見込んでおりました所属職員の役職に変更が生じたことによる差額分を精査し、職員の共済費を補正するものであります。

以下、職員人件費につきましては同様の理由及び所属人数の変更により職員の給与等を補正するものでありますので、以後の説明は省略させていただきます。

続きまして、28、29ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費、補正額5万3,000円の減額であります。説明欄、福祉総務課一般経常事務費につきましては、西方総合支所別館の所管が西方地域づくり推進課に変更になったことにより減額したいというものであります。

次に、4目高齢福祉施設費、補正額562万1,000円の増額であります。説明欄2行目、老人福祉センター等施設共通管理費につきましては、令和4年度に用途廃止いたしました西方ふれあいプラザの解体設計委託料と老人福祉センター長寿園事務室系統のエアコンの老朽化に伴う工事費を増額したいというものであります。

続きまして、30、31ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費、補正額9,913万5,000円の増額であります。説明欄2行目、学童保育事業費につきましては、大宮北小学校敷地内に立地している学童保育用駐車場の改良工事と光熱水費などの価格高騰による民間学童保育事業者の負担分を補助するため、増額したいというものであります。

次の発達障がい者等相談支援事業費につきましては、言語聴覚士等による未就学児ことばの教室を行う相談室等に間仕切りなどを設置し、環境を整備するための改修工事費を増額したいというものであります。

次の民間保育所等物価高騰対策補助金につきましては、光熱水費や食材費などの価格高騰による民間保育所等の負担分を補助するため、増額したいというものであります。

次に、2目児童措置費は補正額3億1,418万円の増額であります。説明欄、児童手当支給事業費につきましては、令和6年10月1日から児童手当制度改正により、令和6年10月分以降の手当の支給対象者拡大に伴い、支給額が増加することから、扶助費を増額したいというものであります。

続きまして、32、33ページをお開きください。3款3項1目生活保護総務費、補正額173万4,000円の増額であります。説明欄、生活保護運営対策事業費につきましては、令和6年度中の制度改正に対応するため、生活保護システム改修業務に伴う委託料を増額したいというものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（森戸雅孝君） 続きまして、大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

12、13ページをお開きください。15款1項1目2節児童福祉費負担金につきましては3億3,120万9,000円の増額であります。説明欄、児童手当費負担金につきましては、子ども・子育て支援法等の改正により、10月1日から児童手当の拡充などに充てるための子ども・子育て支援金制度が創設

されることに伴いまして、国の負担分が増大するため、国庫負担金を増額したいというものであります。

次に、15款2項2目3節生活保護費補助金につきましては75万円の増額であります。説明欄、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金につきましては、本年度の制度改正に係る生活保護システム改修業務委託料に対し、国庫補助として75万円を上限に所要額の2分の1の額が交付されることに伴いまして、増額したいというものであります。

なお、補正予算の内示後に所要額の2分の1である86万6,000円が内示予定額として通知がありましたことを申し添えます。

続きまして、14、15ページをお開きください。16款1項1目2節児童福祉費負担金につきましては851万7,000円の減額であります。説明欄、児童手当負担金につきましては、子ども・子育て支援法等の改正により、10月1日から児童手当の拡充などに充てるための子ども・子育て支援金制度が創設されたことに伴いまして、児童手当の財源の一部である地方負担分が減少するため、県負担金を減額するものであります。

18、19ページをお開きください。19款2項20目1節子ども未来基金繰入金につきましては1,336万5,000円の増額であります。説明欄、子ども未来基金繰入金につきましては、学童保育事業費における駐車場整備工事費及び発達障がい者等相談支援事業費の経費に充てるための基金からの繰入金であります。

次に、27目1節地域福祉基金繰入金につきましては470万8,000円の増額であります。説明欄、地域福祉基金繰入金につきましては、老人福祉センターの修繕費等及び西方総合支所別館維持補修費の財源に充てるため、増額したいというものであります。

続きまして、債務負担行為補正（追加）の所管関係部分につきましてご説明いたします。7ページをお開きください。3表、事項欄3段目、令和6年度住民基本台帳ネットワークシステム機器賃借につきましては、既存の住民基本台帳ネットワークシステム機器がリース期間を満了し、令和7年4月1日からリースを開始するため、本年度中に受託者を選定する必要があることから、債務負担行為を設定するものであります。

以上で歳入及び債務負担行為補正（追加）の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法により、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 29ページの高齢福祉、上から2段目、ふれあいプラザの解体設計委託費が150万円あるのですけれども、これ大体解体するのに幾らぐらいかかるという見積りをされているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） あくまでも今回の見積りにつきましては、建築課のほうでふれあいプラザ解体工事の設計業務ということで委託をしてこの130万何がしという金額が出たもので、これによって設計をいたしますので、実際の金額については、こちらの想定している範囲でありますと、約1,700万円ほどというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑ありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、今度は31ページで、上の段の児童福祉ということで、まず学童の駐車場で1,200万円の工事するって結構いい工事するのだなという感じなのですけれども、詳細を教えてくださいなと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 大宮北小学校敷地内に設置しております宮の子学童保育の周辺駐車場につきましては、保護者の送迎によりまして毎日多くの車両が学校敷地内に乗り入れている状況でございます。駐車場につきましては、未舗装であることから、駐車場地面に凹凸とか水たまりなどがありまして、環境悪化が進んでおります。また、下校時には児童と車両の動線が重なりまして非常に危険な状態であることから、児童の安全を確保したいと考えております。整備の内容につきましては、宮の子学童保育駐車場の周辺一帯をアスファルト舗装いたしまして、地面の環境悪化を改善いたしまして、利用者の利便向上を図るとというのが1点目、それと校舎の昇降口方面から学童保育への入り口、また西側の校門までつなぐ経路につきまして、白線による歩道とすることで児童の安全性を確保したいと考えております。整備面積につきましては約2,000平米、白線が約360メートル、駐車ますとして200メートル、歩道として175メートルを考えているところでございます。以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その他のところでも、学童というのでもそのような要望とかというのはあるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） こちらにつきましては、5年以上前から学童保育の保護者の方か

ら継続的に要望がありまして、逐次その凹凸の補修を行ってきたわけなのですけれども、一時的な改善にとどまっておりますので、ここで舗装をかけて長寿命化を図りたいと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これ財源って一般財源なのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 子ども未来基金を活用したいと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 31ページの発達障がい者等相談支援事業費で、ことばの教室の改修工事ということでありまして、未就学児については、エリアに分けて北部、中央、南部ということで行われていることは承知しているところですが、今回はどちらの場所で改修を行うのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 神長こども家庭センター所長。

○こども家庭センター所長（神長利之君） こちらは、栃木地域のお子様を対象に栃木の保健福祉センターで行っております。その場所になります。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） パーティションの改良ということで理解したのですけれども、現在あるもので、それが古くなったから改修ということなのですか。内容について伺います。

○委員長（森戸雅孝君） 神長こども家庭センター所長。

○こども家庭センター所長（神長利之君） 今現在カーテンで暫定的に仕切ってやっているものになります。そこに壁を作ってやりたいという改修になります。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 参考までに利用状況について伺います。

○委員長（森戸雅孝君） 神長こども家庭センター所長。

○こども家庭センター所長（神長利之君） ここは栃木地域のお子さんを対象にやっているものから、栃木地域の方、直近ですと7月、8月あたり、一月当たり80回開催させていただいております。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 利用された未就学児の数はいかがですか。

○委員長（森戸雅孝君） 神長こども家庭センター所長。

○こども家庭センター所長（神長利之君） 大体月1回の開催が多いものですから、そのぐらいの人数を対象にしております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 同じく31ページの上の段なのですけれども、学童でも物価対策支援金と、あと保育所でも物価対策、こっちは補助金か。というふうになっているのですけれども、これの財源ってどうなっているのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 財源につきましては、国のほうの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しております。補助率は10分の10でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今までのコロナのとき、コロナ対応のやつと、その後になって物価対応ということで補助金が出ているのですけれども、これは保健福祉部長になると思うのですが、子供のほうは出ているのですけれども、高齢だとか障がいとか、そちらにはその補助金というのは使えないのですか。補助金ではなかった。交付金というものはないのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） このような形の質問が出るとは想定しておりませんでしたので、資料は用意していないのですが、基本的には国から市に来る額というのが決まっておりますので、その中で市の中で優先順位を決めて交付対象のものを決めていくというような、そういう流れになっております。高齢であるとか障がいの施設がなぜ抜けているかということにつきましては、市がやらなくても、県で対応してやっている事案というものも幾つか見受けられるということで優先順位からすると子供のほうに優先順位が回っているというふうな、そういう部分のところで考えております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この学童保育、民間もそうですけれども、具体的な支援の内容というのはどういうものになっているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 民間の学童保育が10クラスございまして、月額で1万5,000円の補助と考えておりまして、1教室当たり年額で18万円を想定しております。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 民間保育所等物価高騰対策補助金のほうにつきましては、延べ園児数ということで、1人当たり500円ということで園児数を掛けたもの、それと1施設当たり15万円、こちらのどちらか多いほうを選択していただくというような形で補助のほうを行ってまいりたいと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今回民間保育所のみですけれども、公立保育所についてはどうなっているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） こちらの予算書の30ページでございますが、補正額の財源内訳ということで、下から3つ目の行、保育所費というものと認定こども園費の一般財源のほうマイナス表示になっているかと思いますが、こちらが今回の地方創生交付金を特財ということで入れまして、一般財源のほうは削減しているといった予算の組み替えを行ったところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 33ページですけれども、生活保護運営、システム改修業務委託料ですけれども、制度改正によって改修するということですが、その制度改正の内容というのはどのようなものなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江田福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（江田 暁君） 今回の制度改正なのですが、従前進学準備給付金ということで、高等学校等を卒業して大学等に進学する方に対しまして、その準備金を支給していたものなのですが、そこに就職される方につきましても加えて給付金を支給するというような改正でございます。内容につきましては、進学転居でその生活保護世帯から独立して生活される方につきましては30万円、同居のままでその保護世帯が廃止となった場合には10万円というような形で支給する形になります。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 関連なのですけれども、就学ではなくて就職の準備金を新しくするのですか。これ制度としてありますよね。それは、栃木市はやっていなかったのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江田福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（江田 暁君） 就労の準備金の支給につきましては、生活保護受給者の方が就職されたときに支給という形なのですけれども、それ以外に高等学校を卒業して新たに就職される方に対しての給付金という形になります。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 31ページで、今度は児童措置費の児童手当なのですけれども、これは増えるから、どれだけ増えるのか。対象者数、内容を教えていただければと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） この制度改正に伴いまして、新規認定者数は現行の対象児童数1万5,688人から1万8,333人になる見込みでございまして、2,645人が増となる見込みでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この額は1か月に出すのではない。2か月に出すのでしたっけ。制度の内容を教えてください。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 主な改正内容は4点ございまして、まず1点目は第3子以降の支給額が現行の1万5,000円から月額3万円に引き上げとなります。2点目は、所得制限が撤廃されます。3点目は、今まで中学生までだったのが高校生年代まで支給対象が拡大されます。最後に、手当の支払い回数が年3回から年6回、偶数月に支給となります。

以上でございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑ありませんか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 関連なのですが、第3子が3万円ということですが、その対象となる見込みの数についてお示してください。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 第3子以降につきましては、対象児童数が1,566人というふうに見込んでおります。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 所得制限が撤廃になった世帯というのですか、その数については。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 新規に所得制限が撤廃になった児童数になりますけれども、311人と見込んでおります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今度は7ページで、債務負担行為になるのですけれども、これ昨日も総務でもあったところですが、ガバメントクラウドって、これ結構問題があって、間に合わないのではないとか、あと逆にクラウドに載っけることによって金かかるじゃないとか、そのクラウド自体がアマゾンではないかとかということがあるのですけれども、それで全国一律にして同じ事務をしようということなのですが、住基ネットのほうはそこの関係というものはどういうふうにな

っているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部市民生活課長。

○市民生活課長（阿部有子君） 確かに議員さんおっしゃるように、住民基本台帳のほうのクラウドをガバメントクラウドということで変更するのですが、住基ネットのほうのシステムのサーバーは現在自庁のほうに置いてあります。そちらとの連携というのは、すみません、ちょっと確認を取っていないので、確認を取らせていただいて回答させていただきたいと思います。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（阿部有子君） 住基ネットサーバーのサーバーは自庁のほうにございます。デジタル推進課のほうの、庁舎内にございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今分からないと言われてしまったような気もするのですが、結局は住基ネットもガバメントクラウドのほうに載っけていくということなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部市民生活課長。

○市民生活課長（阿部有子君） そちらの住基ネットのほうのサーバーをどうするかというのは今国のほうからは示されていないくて、連携はされているのですが、住民基本台帳のサーバーのほうは、ガバメントクラウドにするということだけは決定しております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 国は来年度末までに全部載っけるということで、去年先行的にやったところで8団体のうち5団体、5自治体は費用が増えたと。間に合わないか。そういうふうな回答をしているらしいのですが、それで今ある意味本格的にガバメントクラウド、アマゾンさんらしいのですが、アマゾンに支配されてしまうような気もしますけれども、間に合わないよねと言われていたのですが、栃木市は間に合いそうですか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部市民生活課長。

○市民生活課長（阿部有子君） ベンダーがTKCなのですが、そちらからは令和7年の12月にはクラウド化できるということで報告を受けております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） そのクラウド化をする部署というものは市民生活課になるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部市民生活課長。

○市民生活課長（阿部有子君） そちらの契約等を取り仕切るのは市民生活課のほうでやらせていただきます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第94号の所管部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがいまして、議案第94号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで議事の終了した執行部の皆様は退席していただいて結構です。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（森戸雅孝君） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時21分）

○委員長（森戸雅孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第5、請願第2号 交通信号機存続に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

斉藤書記。

〔書記朗読〕

○委員長（森戸雅孝君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、請願の趣旨やその論点等について、さらには請願に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見等ありましたらご発言願います。

ご発言はございませんか。

古沢副委員長。

○副委員長（古沢ちい子君） 賛成なのですけれども、1点だけ確認させていただきたい。確認というか、警察のほうからこの信号機撤廃の年間計画があつて、その場所に該当したからと地元の方

に説明があったということなののでしょうか。

〔「お知らせが回ったんですって」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（古沢ちい子君） 詳細がよくこれだけでは分からなかったのですが、すみません。住民の皆さんがそういう思いであれば、そのようにしていただければと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 齊藤書記が朗読したとおりでございますので、ご理解をお願いします。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 採択すべきだと思います。ここの道路は、私もよく通るところで、一直線のまっすぐな道路なのです。あそこの運動公園のところにつながって、かなり交通量も多いし、スピードなんかかなり出ている状況の中で信号を取ってしまうということは住民の命にも関わりますので、ぜひこの請願は通していただきたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） ほかにご発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ほかにご意見がないようでありますので、ただいまから請願第2号について採決をいたします。

お諮りいたします。本請願を採択すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（森戸雅孝君） 起立全員であります。

したがって、請願第2号は採択すべきものと決定いたしました。

◎請願第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第6、請願第3号 交通信号機存続に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

齊藤書記。

〔書記朗読〕

○委員長（森戸雅孝君） これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、請願の趣旨やその論点等について、さらには請願に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、ご意見等ありましたらご発言願います。

発言ありますか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 請願の趣旨、理由にあるとおりでありまして、本当に当該道路は危ない。大型車の往来もありますし、スピードも出ていますし、そこに進入してくる車が信号がないと本当に

危ないですし、周辺には学校もありますし、学童保育施設もありますということで、子供もいるということでもあります。地域の安全を守る、地域の声を届けるということでもありますので、委員の皆様にもご賛同をお願いいたしまして、賛成といたします。よろしく申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） ほかにご発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ほかにご意見がないようでありますので、ただいまから請願第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本請願を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（森戸雅孝君） 起立全員であります。

したがって、請願第3号は採択すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

審査報告書及び委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして民生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時46分）